

インド NTPC 火力発電プロジェクトにおける 世界銀行査閲パネルの実行

佐藤 哲

Abstract

The Inspection Panel of the World Bank was created as an appeals mechanism that receives claims from citizens who believe they have been directly harmed by the Bank's projects. Although the establishment of the Inspection Panel is an important step in moving toward the transparency of World Bank operations and the Bank's accountability for its role regarding them and ultimately toward improved project quality at the Bank, there are several problems in the Inspection Panel process.

This paper focuses on problems of the Inspection Panel process regarding the Request for Inspection which alleged non-compliance by the Bank with its policies in relation to NTPC Power Generation Project in Singrauli, India, and the Panel's investigation report. As the result of the analysis of the process, we see that there are problems, for example, the limiting of the Panel's terms of reference for an investigation, the introduction of the action plan by the Bank Management.

キーワード.....査閲プロセス 調査権限の限定 机上審査 現地調査

はじめに

近年、一部の国で金融危機が発生したとはいうものの、アジア諸国は、海外からの民間投資や、世界銀行（World Bank、以下世銀と略）等の多国間開発金融機関、そして日本のODAからの巨額の資金援助に支えられ、目覚ましい経済成長をとげたとされている。とはいえ、マクロの経済成長の観点からすると成功例と評価されても、開発の恩恵の公平な配分という別の観点からすると必ずしも同様な評価がなされるわけではない。たとえば、大規模なインフラ整備のプロジェクトに対する開発援助が、アジア諸国の経済成長に大きく貢献してきたといわれているが、しかし一方、そうした大規模なプロジェクトは、数々の深刻な問題を生んできたという事実もまた、存在するのである。とくに大規模な住民移転をともなう大型開発プロジェクトにおいては、移転した住民の生活基盤の破壊、貧困の悪化、環境破壊等の問題が発生している¹⁾。

90年代以降、世銀は、経済偏重を脱し、貧困層および社会的弱者の保護も重視し社会環境配

慮をともなった開発援助を実施するため、体制改革を進め、大きく変化したとされている²⁾。しかし、このような改革がなされているとはいえ、現在においても世銀が融資・貸付を行ったプロジェクトにより、移転・再定住を強いられた人々が、移転以前の生活レベルを確保できていないこと、環境が多大な影響を受けていることなどについての報告が途絶えることはない。

そのような世銀融資・貸付によって引き起こされる諸問題の改善を求める国際世論の圧力および既に述べた世銀自身の改革も背景となり、世銀は、自ら創り出した政策・指針の遵守を監視するため、一定の「独立性」を持つとされている調査機関を創設した。それが査閲パネル (Inspection Panel、以下パネルと略) である。パネルは、プロジェクト実施によって影響を受ける住民からの申し立てを受け、理事会により承認されると、そのプロジェクトが世銀政策および手続きを遵守しているか否かを調査し、その結果を理事会に報告する³⁾。その報告書は公表されるので、世銀業務の透明性がある程度確保され、また一定のアカウントビリティが保たれるという点で評価はされているが、他方でさまざまな問題が指摘されている⁴⁾。

パネル設立以来、初めて申し立てを受理しただけでなく、本格調査にまで進み、最終的にはその調査の対象となったプロジェクトの中止に至ったという経過をたどったアルン第3ダム建設プロジェクトという事例に始まり⁵⁾、これまで数多くの申し立てがなされたが、近年まで調査を認められた事例は多くなかった。そのなかで、パネルが本調査段階で限定的な調査(机上審査(desk study)、予備調査段階では現地調査を実施)のみを認められるという特徴的な例として、インド火力発電会社(National Thermal Power Corporation、以下 NTPC と略)火力発電プロジェクトにおけるパネルの実行を考察することは、世界銀行という国際金融機関内部の一調査機関が、その機能を十分に発揮することができるのか、またそのことが世銀の融資・貸付によるプロジェクトの実施に対する改善につながるのかということを確認するためには有益であると考えられることから、本稿にて検討を行うこととする。

本稿では、まず始めに、考察対象事例である NTPC 火力発電プロジェクトを概観することとし、つぎに本プロジェクトに関するパネルの実際の査閲プロセスの分析をおこない、そのプロセス上、パネルが支障なく調査を実施できたのかを確認する。また NGO 等の現地調査報告書を参考にしながら、パネルの調査が多角的な観点から行われているのか否か、パネル報告書自体の評価も併せて若干行うことにより、パネルが設立決議により付与された権限を十分に行使し「独立」した立場から公正な調査をおこなっていたのかどうかを考察する。そして、その上でそこから認識される問題点を検討する。

1 NTPC 火力発電プロジェクトとは

インドのシングローリ(Singrauli)地域はウッタプラデシュ(Uttar Pradesh)州およびマディヤプラデシュ(Madhya Pradesh)州の両県にまたがって位置しており、そこでは 1960 年以來、採鉱お

よび発電プロジェクトを併せ持つエネルギー開発プロジェクトが実施されている⁶⁾。世銀は 1977 年以来シングローリにおける火力発電プラント、露天掘り式炭鉱および送電線への融資・貸付を行っている⁷⁾。いくつかの報告によれば、同地域においては、これまでに 30 万人以上の先住民および貧困層に属する人々が様々なプロジェクトによって立ち退かされている、とされている⁸⁾。

1987 年以来、シングローリ火力発電プロジェクトは当該地域の貧困層および先住民に対する悪影響および広範囲におよぶ環境汚染のため、インド国内の NGO および国際 NGO からの批判の対象となっている。また、1991 年には、環境影響評価がフランス電力公社(Electricite des France、以下 EdF と略)により行われた。EdF の評価においては、当該地域における、残灰による汚染等の環境問題ならびに移転および生活再建(Resettlement and Rehabilitation、以下 R&R と略)問題について詳しく述べられている。さらに近年のレポートもまた、世銀の業務評価局(Operations Evaluation Department)による評価も含めて、同様の問題について指摘している⁹⁾。加えて 1987 年、1994 年、および 1996 年には、三箇所の融資先について NGO による現地調査が行われた¹⁰⁾。また 1997 年に行われた NGO の現地調査においても、プロジェクトに伴う R&R 問題および環境問題について報告されている¹¹⁾。

1993 年、世銀は発電力の向上のために NTPC に対して新たに 4 億ドルの貸付を承認した¹²⁾。本貸付が実施される以前に、NTPC により残灰処理施設建設に必要とされる土地のほとんどは収用されたが、新しい残灰処理施設建設のために新たに 300 ヘクタールの土地が必要となった。そのために約 370 家族の非自発的移転(Involuntary Resettlement)を伴うこととなった。この非自発的移転の実施に加えて、初期の収用により立ち退かされた人々の環境状況を改善するために、本プロジェクトは環境行動計画(Environmental Action Plan)、二つの移転行動計画(Resettlement Action Plan)等を伴っている¹³⁾。NTPC は R&R 政策を修正し、またすべての NTPC の業務に対しその政策を適用することを世銀に要請された。

2 NTPC 火力発電プロジェクトにおけるパネルの査閲プロセス

2-1 申し立て

本プロジェクトに対する申し立ては、1997 年 4 月 25 日に、シングローリ地域に住む多くの著しい被害を受けた人々を代表して、地元の活動家により提出された。1993 年に NTPC プロジェクトへの世銀貸付が行われたが、世銀が非自発的移転、環境影響評価(Environmental Assessment)、先住民(Indigenous People)、経済評価(Economic Evaluation)、およびプロジェクトの監督(Project Supervision)に関する自身の政策を遵守していないことにより、関係住民は被害を受けた、という非難が申し立てにおいてなされた¹⁴⁾。そしてまた本申し立ては、特に主要な問題としてシングローリ地域における R&R プログラムの失敗を指摘している¹⁵⁾。被害を受

けた人々の R&R が全体的に不適當なものであり、多くの移転させられた人々にとって移転する以前よりも状況が悪化したことを指摘した。被害を受けた人々の作物、林地および放牧地等の損失に対する適当な補償が与えられていないというのである¹⁶⁾。

さらに、環境影響評価、あるいはプロジェクト準備およびその実施において、被害を受けた人々との十分な協議は行われなかった¹⁷⁾。また申し立ては、世銀が被害を受けた人々に対する情報の開示をしなかったこと、環境影響評価がプロジェクトの社会文化的側面を評価することを怠ったことも指摘している。そしてプロジェクトの立案および実施の間、先住民族¹⁸⁾ に特別な配慮をしなかったことも報告している¹⁹⁾。

一方、既にパネルに申し立てがなされた状況下であるにもかかわらず、申し立てが提出されたおよそ 1 ヶ月後の 1997 年の 5 月 25 日、残灰処理施設の早期着工を目的とし、立ち退きに応じない住民に対する NTPC および警察による実力行使が行われ、住民側に被害が生じた²⁰⁾。

2-2 世銀マネジメントの返答

この申し立てに対する返答においては、世銀マネジメントは経済評価および先住民族に関する政策を「完全に(fully)」遵守していると主張している。とはいえ、同時にマネジメントは非自発的移転、プロジェクトの監督に関する政策を「概ね(substantially)」遵守しているが、環境影響評価政策の遵守が「部分的で(partially)」あったことを認めてもいる²¹⁾。また、マネジメントは、代替案はプロジェクト立案時に十分に検討されており、その際はインドの中央電力公社(Central Electricity Authority)によって実施された調査を重視したと論じた²²⁾。

また、先住民族に関する政策に関してマネジメントは、プロジェクト審査前に実施された社会経済調査において、今回の世銀貸付プロジェクトにより移転させられる先住民族は存在しないという報告がされていたので、同政策は適用されなかったと述べた²³⁾。

さらにマネジメントは、本プロジェクトが世銀の非自発的移転政策を遵守していると確信しており、移転が最小限のものとなる手段および移転計画に関して被害を受ける人々と協議を行うための手段を講じるとしている。

一方、プロジェクトの監督に関して、マネジメントとしては、当該政策自体は概ね遵守されているが、監督という手段はプロジェクト実施に伴う諸問題の解決にあまり効果的ではないことに同意した²⁴⁾。

またマネジメントは、移転行動計画の実施が十分ではないこと、そして被害を受けた人々との協議に関して、本プロジェクトにおいて環境影響評価における協議の手続きが不十分だったことを認めた²⁵⁾。

2-3 査閲パネルによる調査勧告

パネルは 1997 年 7 月 24 日、理事会に対し調査を勧告する報告書を提出した。その際パネル

は、設立決議において、パネル自身が理事会に対して行動ないし決定を早急に行うよう指示、もしくは圧力を加えることが認められていないために、様々な問題に関して、パネルから理事会に指示し「圧力を加える」ように要請していたいくつかの申し立てをパネルとして取り上げることができなかった、としている²⁶⁾。自身の予備調査に基づき、パネルは、1993年のプロジェクトにより被害を受けた先住民族は存在しなかったというマネジメントの主張に同意した²⁷⁾。また、本件において広範な経済問題を現時点で取り扱うことは実際上不可能であり、経済評価に関する政策違反は残灰処理オプションに関してのみ議論されるであろうと報告した²⁸⁾。すなわち「残灰処理技術は最近まで、完全性、または実現可能性を疑うべき理由があるにもかかわらず、代替案の十分な分析は実行されなかったことが判明した」、としている²⁹⁾。

一方、世銀はすでに自身の政策の一部の不遵守を認めているので、パネルは被害の予備的証拠(preliminary evidence)および被害は不遵守と関連があるという一応の(*prima facie*)証拠が存在するかどうかについて注目した。結果としてパネルは、非自発的移住および環境影響評価の政策違反に関して、被害を受けた住民との協議および参加の欠如が、プロジェクトにおける過去および現在の諸問題および今回申し立てについての、一応の(*prima facie*)根本的原因であると判断している³⁰⁾。またパネルは、移転により発生した被害についての予備的証拠を得た³¹⁾。そしてパネルはマネジメントがプロジェクトの監督について改善を行っていたならば、いくつかの申し立てられた被害は回避できたとしている³²⁾。さらにパネルは世銀の返答および行動計画は現存する問題に取り組んでいないことを指摘し、「世銀政策および手続きの重大な違反が、マネジメントの返答で明らかにされた程度を超えて発生していた可能性がある」と述べ、早急の調査を勧告した³³⁾。

2-4 パネル勧告以降の査閲プロセス

1997年9月9日および11日において、世銀理事会はシングローリの調査に関する勧告を検討した。そして、理事会はシングローリ地域あるいは世銀のインド地域事務所が設置されたデリーへのパネルの現地訪問を認めず、極めて限定された3ヶ月間の審査のみを承認した。その結果、当該調査権限に基づき、パネルはワシントンで机上審査(desk review)を行うことしか結局できなかった。一方、世銀マネジメントはシングローリにおけるプロジェクトに関する行動計画の実施について3ヶ月以内に理事会へ報告をするということになった³⁴⁾。

そして、1997年12月、パネルは上記の限定的な調査に基づいて報告を提出した。この報告においてパネルは非自発的移転、環境影響評価、およびその他の世銀政策および手続きの違反について、既に初期の勧告において一応の(*prima facie*)証拠が示されていたが、机上審査によりそれが立証されたことを明確にした。また、パネルは「政策および手続き違反は以前に予測された以上に深刻であることが判明した」と報告している³⁵⁾。一方、マネジメントは申し立ての内容を徹底的に検討したとして「価値ある教訓を学んだ」と結論付け、行動計画の実施を強調する

立場をとり続けた³⁶⁾。

そして、パネル報告およびマネージメントの返答は 1998 年の 2 月に理事会において議論された。その結果、理事会は行動計画の実施に関して、独立モニタリングパネルによる報告書およびそれとは別の社会的影響評価を実施する独立した機関による報告書を十分考慮して、マネージメントに中間報告書を準備させる決定をした³⁷⁾。その後、6 月には理事会は行動計画の実施に関するマネージメントの最初の間接報告を検討した。その際、世銀によるプロジェクト実施の監督の続行、マネージメントは新しい行動計画に独立機関により実施された社会的影響評価の結果を反映させること、プロジェクト実施の際の厳密なモニタリングの実施等について言及された。またマネージメントは今後の中間報告を通して NTPC プロジェクトの実施に関する行動計画の状況について理事会に対し報告を継続することが同意された。さらに、1998 年 12 月、理事会はマネージメントによる 2 回目の中間報告を検討し、パネルの机上審査報告で挙げられた諸問題が概ね適正に取り扱われており、残されている問題の解決に関する最終的な中間報告書にてそれらの問題について結論を与えるよう準備されるべきである、と述べている。そしてその報告書は 1999 年 2 月に理事会に送られた³⁸⁾。

以上、本事例における査閲プロセスの概要を説明してきた。これらにおいては、パネルが調査を行った過去の事例においてしばしば見受けられるような、査閲プロセスにともなう諸問題が垣間見られると思われる。そこで、以下において、それらの問題の指摘を行いたい。

3 本査閲プロセスにともなう問題点

3-1 パネルの調査権限の限定

問題の第一は、パネルの調査権限の限定である。上述したように、理事会はパネルに対し、シングローリ地域および世銀の事務所のあるデリーへの現地調査を認めず、極めて限定された権限のみを与えた。その決定のために、パネルは世銀の文書へアクセスしながらワシントンにて机上審査を行うことのみ可能であった。

この理事会の決定により、パネルはパネル設立決議および業務ガイドラインに従った調査手段(たとえば、プロジェクトが実施される国において申し立て人、世銀の職員、および NGO が参加する協議の実施、あるいは現地訪問など)の多くを実行できなくなるのである³⁹⁾。

現地調査はパネルの調査方法の本質的な部分であり、パネルが申し立て人およびマネージメントの主張の基礎となる、プロジェクト実施地域での現状や世銀政策に対する違反の存否を実際に確認するためには重要な手段の一つである。そしてそれは、申し立て人にとってパネルと協議し、新たな被害の証拠を提供することやマネージメントによりなされた主張に反論することのできる唯一の機会であるとも考えられる。そうだとすれば、理事会の決定により、パネルの調査がワシントンにおける「机上審査」に制限されることで、申し立て人およびその他の関

係住民は査閲プロセスに参加することが事実上困難になったといえよう⁴⁰⁾。

そうなる、申し立てる側は自分のたちの申し立てが十分考慮されることへの期待をしなくなる可能性がある。このような場合、そもそも申し立てを行うことはしばしば申し立て人の身を危険にさらすことになりかねないなかで、それでも申し立てを行おうとする人々の行動を差し控えさせてしまうことにつながる恐れもある。すなわち、そのようなパネルの権限を制限する理事会の行為は、世銀が関係住民の申し立てを十分に考慮し、世銀政策及び手続きを遵守する責任およびアカウンタビリティを積極的に満たそうとはしていないことを表している、と理解されても致し方ないのではなかろうか。

以上のような問題を解決するためには、パネルはどんな調査をするかについて自ら設定する権限を与えられるべきである。実際に申し立て人およびマネージメントにより提出された証拠のすべてを審査し、また予備調査の一部としての現地調査をしている以上、パネルこそが調査実施に関して意見を述べる最も適した立場にいるからである⁴¹⁾。

本事例においてパネルの調査権限が限定された背景には、借入国を代表する理事たちのなかで、数年間実施されたパネル調査が世銀政策および手続き違反の有無よりむしろ借入国による実施プロジェクトの結果に集中しているという不満が存在しており、それが反映された結果であるとも言われている⁴²⁾。

しかし、このような理事会の決定に対して、パネル設立決議は特に調査権限の制限に関する理事会またはマネージメントの役割を規定していない。もちろんだからといって、それを根拠にして理事会が調査権限を制限する決定を否定することは困難である。しかし、予備的とはいえ、ある一定の調査を経てパネルの調査勧告がなされている以上、その勧告内容に明白かつ重大な問題がなければ、より適正な審査の実施のためにパネルによる本格的な調査を承認すべきであったであろう。

3-2 行動計画の提出

第二に、行動計画の提出に関する問題がある。本事例における最初の行動計画は、世銀マネージメントが申し立てに対する返答をした際に提出されていた。続いて1997年7月にパネルが調査を勧告した後、同年9月に入って、パネルの勧告のなかで指摘されたいくつかの問題を考慮して作成された新たな行動計画が提出された⁴³⁾。

しかしながら、パネル設立決議および業務ガイドラインに基づくならば、本来行動計画は、申し立てに対する初期の返答として提出されるか、あるいはパネルの本調査の終了後、理事会により最終勧告を提出する際のどちらかにおいて、提案されるべきであろう⁴⁴⁾。なぜなら、設立決議自体からは、少なくとも理事会自身の会合においてパネルの調査勧告を取り扱う前に、マネージメントが行動計画を提出することを禁じていないという解釈が可能だとしても、これらの規定で行動計画が提出される時期を明記しているのは、マネージメントが申し立て人の主

張やパネルの調査および評価というものを取り入れて行動計画を作成し提出する時期として適当である、という意図があったのではないかということが推測されるからである。一方、設立決議および業務ガイドライン上には規定されていないような時期におこなわれるマネジメントによる当該行動計画の提出については、理事会に対するパネルの報告に対抗する手段として行動計画を準備し、計画のなかで既存の問題についての解決策を提案し、それによって、調査自体の必要性を低下させるかあるいは不必要なものとする意図がある、との指摘がなされている⁴⁵⁾。

また、上で述べられているような行動計画は、申し立て人との十分な協議を経て作成されたものではないので、申し立て人の主張自体を必ずしも扱っているわけではない。マネジメントが申し立てを十分考慮して計画を作成する意思があるならば、本来マネジメントは計画の準備のために申し立て人および被害を受けるその他の人々と協議を行い、最終的な計画は理事会の決定前に公表するのが適当である⁴⁶⁾。そしてその結果として、より多くの関係者の主張を考慮した行動計画を策定することが可能となるであろう。

3-3 決定の遅延

また本事例では、パネルが世銀理事会に対し、非自発的移住政策違反に関する本調査を早急に行う必要があるという勧告をしたものの、調査を認める理事会の決定までには結局かなりの時間がかかったことも問題として指摘され得る。パネルは1997年7月24日に勧告を行ったが、理事会は7週間後の同9月11日まで決定を行わなかった⁴⁷⁾。緊急を要する事態とされているのに、調査を認めるだけのためにそれほどの時間を費やしてしまったのでは、理事会がシングローリでの事態を確認することの緊急性かつ重大性について深刻に受け止めていないのではないだろうか、という指摘をされたとしても止むを得ないであろう。

4 現地 NGO および国際 NGO 等によるシングローリ地域に関する現地調査報告

既に指摘したように、現地 NGO および国際 NGO は、シングローリ火力発電プロジェクトが、当該地域の先住民を含む住民に被害を与え、広範囲におよぶ環境汚染を引き起こしていると批判している。そして、彼らはさまざまな現地調査の報告を行い、環境および R&R 問題の深刻さを明らかにしてきた。これらの報告により、シングローリの社会環境問題がより具体的にされ、これらの問題を取り扱う上で必要な社会的慣習に合った開発制度および戦略の欠如が明らかとなった、とされている⁴⁸⁾。

次章においてシングローリにおける NTPC プロジェクトのパネル調査報告書の内容についての若干の評価を行うが、同パネル調査報告書の内容を評価する際、NGO の現地調査報告を参考にしてプロジェクト実施地域の被害の実態をより具体的に把握し、それを前提として検討を行

うことは有益である。そこで、本章においては、特に申し立ての対象となる世銀貸付が決定された時期にも近い94年に行われたNGOによる合同現地調査の報告書の内容を中心に、取り上げてみることにする。

4-1 移転および生活再建に関する問題

同報告書においては、シングローリでの状況は、世銀がよりよい移転政策を実行するべく努めているのかどうかを検討する試金石と評されている。1993年3月に世銀からの貸付を受ける際に、NTPCが合意したR&R政策は、被害を受ける人々のカテゴリーを明確に定義し、所得向上または少なくとも以前の所得の回復という原則を強調し、移転させられた村落だけではなく個人というカテゴリーにも特別な権利を保証した。ただし、初期のNTPCプロジェクトによって発生した立ち退きに関してはその権利は与えられない、という問題が残った⁴⁹⁾。

いずれにせよ、その新しいNTPCの政策は、「将来」立ち退かされる人々に対して世銀のR&R政策に沿った生活再建政策を示した。しかしながら、被害を受けた住民との本格的な協議は準備されず、NTPCの政策自体も世銀の貸付が決まった10ヶ月後にインド政府に承認され、そして本報告書の公表時においても、この政策の存在が立ち退かされる住民に知らされていなかった、という問題点が指摘されている。また、立ち退かされる住民の数についても、世銀の報告は過小評価していると批判がなされている⁵⁰⁾。

また、プラントおよび炭鉱は同地域内において、より肥沃な土地に建設されている。そのため、農業およびその活動の基盤である土地と密接に関わる多くの人々が、大規模な強制移転による著しい影響を受けた。土地交換(land-for-land)オプションもまたこの政策上で計画されたが、NTPCは生活再建に利用できる適当な土地が存在しないと主張し、最終的にこれを削除した。このように、将来の移転に関しても、NTPCのR&R政策は深刻な欠陥がある。実際、同政策および生活再建計画は土地交換における移転者の適格性を恣意的に制限している、という指摘もNGOによってなされている⁵¹⁾。

また、清潔な飲料水、下水施設、基本的ヘルスケア、電気および教育へのアクセス等、住民のためのサービスおよび施設が不足している。その他、住民の再定住地先における飲料水不足が続き、NTPCおよび北部炭田公団(Northern Coal Limited, NCLと略)により手動ポンプが設置されたが多くは機能していない、という問題も指摘されている⁵²⁾。

4-2 環境問題

シングローリにおけるインフラ開発、加えて工業化および都市化は、同地域のほとんどの部分において、大多数の住民の健康及び生活に悪影響を与えたことが報告されている。

そして、報告書によれば、ダムの開発のために大規模な森林伐採が行われたのに加え、炭田開発により、森林破壊が進展した、とされる。森林は先住民族の生活基盤であったため、彼ら

にとってその影響は多大である。また、この地域の炭田は露天掘り方式のため、表土を覆っていた樹木は完全に伐採されてしまっており、炭田跡地も埋め戻されずに放置されていること、などが問題として指摘されている。このような状況に対し、NCL は世銀融資を得て土砂捨て場の再植林に着手したが、植えられているのはユーカリなどの早成樹種で、住民ニーズに応えるものではなく、しかも住民利用は考慮されていないことに対しては批判がなされている。

また、火力発電所などからは膨大な量の硫黄酸化物、窒素酸化物が大気中に放出されており、これらの排気ガスは、住民の健康に悪影響をもたらしているばかりでなく、酸性雨、地球温暖化の問題の発生原因となっていることも問題とされている。

さらに、土壌汚染の問題も深刻で、炭鉱跡地ではいたるところでその影響が表れているとされ、また、炭田開発のために取り除かれた表土は残土処分地に放置され、雨風による侵食を受け河川に流れ込み、それが湖にも流入しており、これらの公害のために現地住民は各種の健康被害を被っている、という指摘がなされている⁵³⁾。

その他、本報告は、シングローリ地域の住民が被害をできるだけ受けられない形で持続的開発が行われるための勧告を行っている⁵⁴⁾。

5 NTPC 火力発電プロジェクト机上審査報告書

パネルは 1997 年 5 月、プロジェクト対象地域住民より申し立てを受けたが、既に述べたように、その申し立ては世銀が非自発的移転、環境影響評価、先住民族等に関する政策を遵守していないことを非難している。それに対し、世銀マネジメントの返答がなされ、さらにその後同年 7 月に、パネルから世銀理事会に対し調査を勧告する報告書を送付された。そして、9 月に理事会は現地調査をとまわらない机上審査のみを承認する決定をおこない、その決定に従い、パネルは机上審査を実施し、12 月にはパネルは最終的な調査報告を提出した。この報告のなかでパネルは非自発的移転、環境影響評価、およびプロジェクトの関連のある側面に関する世銀政策および手続きの違反を明らかにした。

同報告書には現地調査をともなった予備調査の内容も記されており、本章においては、その 12 月に提出された当該最終調査報告書の内容に焦点を当ててみることにする。そして、それらパネル報告の内容に依拠すると同時に、前章における NGO 等の現地調査報告の内容も参考にし、それらの資料を併せてパネル報告書の若干の評価を行い、パネルがはたして多角的な観点から調査を行っているのかということを検討したい⁵⁵⁾。評価は、環境影響評価、非自発的移転、先住民族という三つの観点からおこなう。

5-1 環境影響評価

パネルは同報告書において、世銀がプロジェクト準備段階で環境アセスメントに関する政策

および手続きを遵守しなかったことについては、その度合いが7月予備調査報告で判明した以上に重大なものであったことを指摘している。

今回の調査の結果、パネルはマネージメントが既存残灰処理施設に対する改良等の代替案を準備段階において検討していなかったことを確認した。そしてこの環境影響評価に関する見解のなかで、パネルは世銀が以前から要請されていた NTPC およびインド石炭公社(Coal India Limited)との協力を促進支援をしなかったことを指摘する。そして協力を行えば、さらなる移転を回避し、雇用創設および持続的収入に関する計画を改善し、さらなる健康被害を軽減する措置を実施することが可能であった、としている。

また、石炭内水銀レベルの測定が報告されたが、他の微量元素に関する情報はないということも報告書のなかで述べられているが、結局水銀以外の微量元素の問題については、情報を得ることができなかったとした上で、さらなる調査は行わなかった⁵⁶⁾。今回パネルは、このような結論をだしたが、パネルの調査の前後に行われたいくつかの NGO による現地調査報告では、残灰による影響も含めたプロジェクト実施に伴う環境影響の問題が大きく取り上げられていることを考慮すると、やはり現地におけるより詳細な調査というものが必要であったであろう。

5-2 非自発的移転

次にパネルは、最終調査報告書において、世銀の監視に関連して非自発的移転に関する業務指令(Operation Directive) 4.30 および世銀による監視に関する業務指令 13.05 で要請される政策および手続きの遵守がされなかったことについては、その度合いはパネルの7月予備調査報告で言及された以上に深刻なものである、としている。すなわちプロジェクトの準備段階において、世銀は借入国の R&R コンポーネントを実施する能力および世銀がそれを監視する能力について誤った判断をした、と評価している⁵⁷⁾。

NTPC の R&R 政策および移転行動計画は、少なくとも資料の上では、世銀の業務指令 4.30 を遵守している、と世銀の法務局(Bank's Legal Department)等はいくまで主張してきたが、しかしながら、実際は世銀は業務指令 4.30 で求められる R&R の準備プロセスに従っていなかった、とパネルは指摘する。世銀政策は、矯正行動計画(Remedial Action Plan)において、伝統的な農作業から切り離された被害住民が収入を得ることができるような所得向上計画に関する規定を伴っている。しかし、これらの計画は実施されておらず、その結果、住民はプロジェクトの受益者というよりむしろ犠牲者となった、とパネルは指摘している⁵⁸⁾。

また、パネルの査閲委員は、7月の現地調査の際、本プロジェクトの被害住民の村と他の村とを比較するために彼らの村を訪問した。パネルは、自分たちが使用できる基準は、彼らの生活水準が少なくとも移転以前の程度に回復されているかどうかというものである、と前置きをしながらも、彼らの生活は貧しいこと自体は認めた。そして、その現地調査から得られた彼らの印象では、被害住民の生活水準の回復についてはパネルが挙げた基準程度までに至っていない

いと考えられたため、査閲委員はさらなる調査を要請した。

すなわち 7 月の予備調査報告でも触れられていたが、業務指令 4.30 は「移転させられた人々のために経済的基盤を・・・改善することを目的としたパッケージ」を要求しているが、被害住民は少なくとも彼らの移転以前の生活基準を回復していない。さらに、住民が立ち退きを強いられる際に、ブルドーザー等の強制力を行使されるといった事件も発生しており、世銀政策を実現する措置はいまだ効果がないとし、世銀によるシングローリへの外部からの監督の難しさを指摘する⁵⁹⁾。

このように開発実施者の不誠実さが現れた問題が発生したとなると、代替される土地が十分に補償されるかどうかについても難しいと考えられる。しかも、プロジェクトの準備の段階で、移転の規模と影響の調査が適切に行われておらず、特に、移転者の数が往々にして少なく見積もられやすく、その結果として補償に十分なだけの土地が用意されないという事態を過去には招いており⁶⁰⁾、そのような事態が再発する恐れもあるといえる。

5-3 先住民族

7 月の予備調査報告書において、シングローリへの現地訪問をともなった予備調査に基づき、パネルは火力発電プロジェクトのための灰処理施設に対する 1993 年の新規の世銀貸付により被害を受けた先住民族は存在しなかった、というマネジメントの主張に同意した。

しかしながら、この先住民族に関する問題に対するパネルの結論は、本調査段階における現地調査を抜きにして出されたものである。開発プロジェクトに絡む先住民族の問題の重大性を考慮するならば、予備調査のみで結論を急がず、関係住民の十分な聞き取りを伴うようなより本格的な現地調査を実施することも必要だったのではないかと、という点が指摘可能である。

パネルの予備調査は、本来申し立ての受理可能性を確認および調査の必要性の有無について判断するためという限定的な性格を持つものと考えられる。したがって予備調査の段階では、現地調査もしくは世銀文書を通じた調査はやはり限られたものでしかないといえ、申し立て人からの聞き取りも限定的で、結局問題の分析が十分にされることは期待できないと思われる⁶¹⁾。

また、シングローリ地域の住民の大多数は、実際は少数部族に属する人々であり、その住民のなかには過去のプロジェクト開発により、何度も移転を繰り返している人々が存在する、との指摘もされている⁶²⁾。したがって、この問題には非常に慎重な対応と判断が本来求められよう。

以上、パネルの報告書の中で述べられている、世銀政策に関わる三つの問題点を挙げた。まず、世銀は自身の政策に沿って移転、生活再建および環境行動計画の実施に関するプロジェクトコンポーネントを導入しようとしたが、借入国がこれらを実行するために必要な初期能力をもっていなかったということを確認しなかった。それは環境影響評価(業務指令 4.01)および非

自発的移転(業務指令 4.30)に関する政策の重大な違反を導いた。また、机上審査では、業務指令 4.01 および 4.30 により要請される関係住民の参加および彼らとの協議に関し、パネルの7月報告においても触れられていた、政策および手続きの重大な違反を示した事態について、改めて確認がされた。そして世銀が1993年の時点では世銀政策を適用することに不慣れであり、プロジェクト準備段階における政策および手続きを遵守しなかったことにより、発生した住民・環境への悪影響は予想以上に深刻なものであったことが判明している。

世銀は融資・貸付を行ったプロジェクトに関して、問題があるとそれは過去のものとして取り扱い、現在その問題の処理を進めており、批判はすでに無効だ、と主張することが多々ある。また、申し立てられた問題の原因は自身が融資・貸付を行ったプロジェクトによるものではないことを理由にして、その批判の矛先を変えようとするのがしばしばみられるが、それら世銀の対応は世銀が問題解決に消極的であると受け止められ、被害住民および国内外の NGO から批判を受けざるをえないともいえよう。

しかも、その後発表された NGO の現地報告によると、マネージメントにより行動計画が示されたにもかかわらず、住民はインタビューの中で、移転に関する取り決めまたはプロジェクトの環境影響についての協議が実施されていない旨を答えている。さらに地方警察等の実力行使もまた引き続き行われた、とされている⁶³⁾。

むすびにかえて

本稿では、NTPC 火力発電プロジェクトにおけるパネルの実行に関する問題に対する若干の考察を行ってきた。まず、第一に、本プロジェクトにおける査閲プロセスに関して検討を行った。世銀理事会は本調査においてパネルの現地調査を認めず、机上審査のみを承認した。しかしながら、パネルが予備審査報告書の中で理事会に調査勧告をする際に、世銀政策および手続きの重大な違反が確認されたことにより緊急の調査を要する旨を伝えていることを考慮すると⁶⁴⁾、現地調査をとまなう本格的な調査の実施こそがパネルの意図であることが汲み取れる。したがって、理事会はその報告書を誠実に検討するならば、机上審査に限定せずに現地調査を含む本格調査を承認すべきであった。また、現地調査は、申し立て人および被害を受けた住民がパネルと接触をする唯一の機会であるので、申し立て人にとっても重要であることも指摘しうる。

また、マネージメントによる行動計画の提出時期に関する問題も存在した。今回、本来パネルの設立決議上の規定では予定されていない、パネルの調査を承認するか否かを決定する会合の直前という時期に提出された。その結果、パネルは現地調査を実施できず、十分な情報もないままで、その提案された行動計画に対して評価をすることとなった。そもそもこのような状況で提出される行動計画には住民の主張というものが取り入れられない可能性が大きい。さらに、調査決定の遅延という問題も、今回の事例では認められた。

第二に、パネルの最終調査報告書の内容に関する若干の検討を行った。パネルは、世銀が自身の政策に従って移転、生活再建および環境行動計画の実施に関するプロジェクトコンポーネントを導入しようとした際、借入国がこれらの業務を実施するために必要な初期能力をもっていないことを確認しなかったことや、プロジェクト実施により被害を受ける住民との協議の機会を十分に確保しなかったことが、環境影響評価および非自発的移転に関する政策の重大な違反を導いたと指摘している。そして、その結果として発生した住民および環境への悪影響は予想以上に深刻なものであったことを明らかにしている。このように、パネルがプロジェクトに対する問題点を指摘しうること自体は、世銀業務の透明性およびアカウンタビリティの一定の確保に寄与していると考えられる。ただし、住民の申し立てやパネルの調査勧告が可能な限り受け入れられ調査の実施がなされたのかという観点からは、やはり十分ではないともいえる。

世銀は 90 年代以降、従来の経済偏重を再考し制度・社会・環境など経済以外の側面にも配慮した開発アプローチを志向することを唱えている。しかし、パネルの実行に関する今回の事例での問題点を検討するに、これらの問題の露呈は、世銀変革の過渡期にあったとはいえ新しい開発アプローチが開発現場においても十分に浸透しておらず、マクロ経済の観点を重視する傾向が残っていることの表れの一つである、といえるのではなかろうか。

ところで、パネルの調査に関する決定権限が理事会にある現時点では、査閲プロセスが適正なものとなるか否かは、依然として世銀の理事たちの「良心」に大いに関わっているということ指摘せざるを得ない。このような状態下では、パネルは「独立」調査機関としての機能を十分に果たせないと思われる。そこで、まず必要とされるのは制度的にパネルの「独立性」を担保することである。それにはすなわち、パネルに調査決定の権限を与えること、またパネル構成員に NGO から推薦された人物を含むこと、など多くの改革が求められよう。

最後に本稿では、主に一つのケースのみから考察がおこなわれており、その結果として、複数の事例分析を基礎とした場合のような、多角的な考察となっていない。そこで今後は、特徴的な他の事例分析を積み重ね、結果としてそのようなより包括的な考察をしていくことを課題としていきたい。

<注>

- 1) 1994 年 4 月、世銀は『移転と開発』(Resettlement and Development)と題する報告書を発表した。これは世銀の立ち退き・再定住に関するガイドラインとその実施に関する評価をまとめたものである。同報告書によると、1986 年から 1993 年の間に世銀が融資・貸付を行ったプロジェクトにおいて、約 200 万人以上の人々が非自発的な移転を強いられたと報告している。また 1996 年までに承認予定のプロジェクトにより、さらに 200 万人の立ち退きが予測されていた。アジア地域の中でも特にインド、中国の規模が大きい。World Bank, *Resettlement and Development: The Bankwide Review of Projects Involving Involuntary Resettlement 1986-1993*, April 8, 1994, JACSES 『開発援助と立ち退き問題』ブリーフィング・ペーパー・シリーズ『持続可能な開発と国際援助』JACSES (1995 年)における同報告書の概説を参考にしている。
- 2) 90 年代の世銀の体制変革については、大野泉『世界銀行 開発援助戦略の変革』NTT 出版 (2001 年)

- 65-169 頁、毛利良一『グローバル化と IMF・世界銀行』大月書店 (2001 年) 356-362 頁。
- 3) *IBRD Resolution No.93-10 and the identical IDA Resolution No.93-6, both adopted by the Executive Directors of the respective institutions on September 22, 1993* (以下、*The Resolution establishing the Inspection Panel*), paras. 16-23.
- 4) 本稿では、パネルの設置決議に対する研究者および NGO による評価において指摘されているいくつかの問題点に関して詳細な分析は行わない。査閲パネル設立の経緯およびパネルの目的や権限に関する問題については、川村暁雄「世界銀行査閲パネルの機能と課題」ブリーフィング・ペーパー・シリーズ『持続可能な開発と国際援助』JACES (1999 年)、鷲見一夫『世界銀行 開発金融と環境・人権問題』有斐閣 (1994 年) 328-336 頁、Shihata, Ibrahim F.I., *The World Bank Inspection Panel: In Practice* (2nd ed.), Oxford University Press / New York, 2000; Udall, Lori., *The World Bank Inspection Panel: A Three Year Review*, The Bank Information Center, 1997; Umaña, Alvaro., (ed.), *The World Bank Inspection Panel: The First Four Years*, World Bank, 1998.
- 5) アルン第 3 ダムプロジェクトの概要および本事例の査閲プロセスについては、拙稿「世界銀行査閲パネルの実行に関する一考察 アルン第 3 ダムプロジェクトにおける査閲プロセスの検討を通じて」『現代社会文化研究』21 号 (2001 年) 19-36 頁。
- 6) Udall, *op. cit. supra* n. 4, p. 37. 第 1 章および第 2 章は、主として Udall, *op. cit. supra* n. 4, pp. 37-40 を参考にしている。
- 7) 例えば、1977 年から 1990 年まで、世銀は 3 つの火力発電および炭鉱に 8 億 5000 万ドル以上におよぶ融資・貸付を行った。Rich, Bruce., *Mortgaging the Earth: The World Bank, Environmental Impoverishment, and the Crisis of Development*, Beacon Press, 1994, p. 39.
- 8) *Ibid.*
- 9) *Request for Inspection, NTPC Power Generation*, May 1, 1997, para. 9.
- 10) Udall, *op. cit. supra* n. 4, p. 37.
- 11) Bosshard, Peter., "The Singrauli Experience: A Report of an International NGO Fact-Finding Tour to the World Bank Projects of Singrauli/India, Berne Declaration," May 1, 1997, pp. 20-26.
- 12) *Request for Inspection, op. cit. supra* n. 9, para. 15. 1993 年の NTPC に対する世銀貸付は、ドイツ、アメリカが棄権したにもかかわらず、理事会において承認された。これらの棄権を導いた理由は電力料金が長期的電力生産のコストを考慮しないものとなっていたからであった。またこの融資はインド電力部門に関するコスト計画、加えて過去、現在進行中、および計画中の NTPC プロジェクトに関連した移転および経済的生活再建に関わる問題について考慮されていないのもであった。インド電力部門の非効率性の問題もあり、世銀はインドの電力部門における電気料金の改善をしようとしたが失敗し、電力コストは同国にとっては著しいコストとなってしまった。Indian and International NGOs, "Site Visit of Indian and International NGOs to Singrauli region: Report, Findings and Recommendations," April 14-19, 1994, p. 4.
- また、1993 年の貸付により実施されるプロジェクトの目的は(1)新しい商業および投資政策の実施への支援、(2)NTPC が民間部門および公的部門からの融資の導入を通して自身の能力強化という目標を達成できるようにすること、(3)既存の NTPC 発電プラントの環境パフォーマンス(environmental performance)および新しいプラントの環境持続可能性(environmental sustainability)の改善、そして(4)環境、移転、および生活再建に関するマネージメント能力の強化、とされている。*Inspection Panel Report and Recommendation, India, NTPC Power Generation Project (Loan3632-IN)*, July 24, 1997, paras. 4-5.
- 13) *Ibid.*, para. 4.
- 14) *Ibid.*, para. 8.
- 15) *Request for Inspection, op. cit. supra* n. 9 para. 63. 本申し立ては、世銀が新しい火力発電プラントについての代替案を検討しなかったことを指摘したが、その際、いわゆるエネルギー保存措置をとることで、少なくとも 3 万 6,000 メガワット抑えることができ、新たに火力発電所を建設するよりコストはかからないということを明らかにしたアメリカ国際開発局(U.S. Agency for International Development)の調査を引き合いに出した。*Ibid.*, para. 14.
- 16) Udall, *op. cit. supra* n.4, p. 38.
- 17) しかも、NTPC と被害を受けた人々との協議のなかで、その役人たちは土地の明け渡しをするよう圧力をかけたことも言及している。*Request for Inspection, op. cit. supra* n. 9 paras. 36-37.
- 18) インドの先住民族については、真実一美『開発と環境』世界思想社 (2001 年) 40-58 頁。
- 19) *Request for Inspection, op. cit. supra* n. 9, para. 46. そのほか、調査の申し立てとは別に、申し立て人はパネルから、世銀に対し、(1)早急に被害を受けた人々への補償を行うようを勧告すること、(2)NTPC が世銀ガイドラインを遵守することができるよう適当な財政的制度的な取り決めの準備を指示すること、そして(3)環境改善および移転プロジェクトに関する支出を調整させるために「圧力をかける」こと、を

- 要請した。 *Inspection Panel Report and Recommendation, op. cit. supra* n. 12 para. 10.
- 20) *Inspection Panel Report on Desk Investigation, India, NTPC Power Generation Project (Loan3632-IN)*, December 22, 1997, para. 6.
 - 21) *Inspection Panel Report and Recommendation, op. cit. supra* n. 12 para. 13.
 - 22) 再生可能エネルギー源(renewable sources)という観点に基づくエネルギーの選択を考慮した「インド電力部門における長期的問題」という 1991 年に行われた調査である。 *Management Response, India, NTPC Power Generation Project*, June 3, 1997, pp. 6-7.
 - 23) *Inspection Panel Report and Recommendation, op. cit. supra* n. 12 para. 19.
 - 24) *Ibid.*, para. 53.
 - 25) *Ibid.*, paras. 34, 68.
 - 26) *Ibid.*, para. 10.
 - 27) *Ibid.*, paras. 19,74.
 - 28) *Ibid.*, para. 20.
 - 29) *Ibid.*, para. 56.
 - 30) *Ibid.*, paras. 23-24.
 - 31) *Ibid.*, para. 48.
 - 32) *Ibid.*, para. 53.
 - 33) *Ibid.*, paras. 72, 74.
 - 34) *Inspection Panel Report on Desk Investigation, op. cit. supra* n. 20 paras. 9-10.
 - 35) *Ibid.*, paras. 15-22.
 - 36) *NTPC Power Generation Project, Management Report and Recommendation on Inspection Panel Report(TNSP/SecM98-2)*, February 4, 1998.
 - 37) Shihata, *op. cit. supra* n. 4, p. 132.
 - 38) *Ibid.*, p. 133.
 - 39) Clark, Dana & Hunter, David., “Amplifying Citizen Voice for Sustainable Development,” in Gudmundur Alfredsson, Rolf Ring eds., *The Inspection Panel of World Bank :A Different Complaints Procedure*, 2001, p. 180.
 - 40) Udall, Lori., “World Bank Inspection Panel,” Contributing Paper to the World Commission on Dams, p. 14.
 - 41) Clark & Hunter, *op. cit. supra* n. 39, pp. 180-181.
 - 42) Richard E. Bissell, “Institutional and Procedural Aspect of Inspection Panel,” in Gudmundur Alfredsson, Rolf Ring eds., *The Inspection Panel of World Bank :A Different Complaints Procedure*, 2001, p. 120.
 - 43) *Inspection Panel Report on Desk Investigation, op. cit. supra* n. 20, para. 8.
 - 44) これは決議パラグラフ 23 ならびにパネルの業務手続きのパラグラフ 27 および 54 に規定されていることである。 *The Resolution establishing the Inspection Panel, op. cit. supra* para. n. 3, 23; *Inspection Panel, Operation Procedures, as adopted by the Panel on August 19, 1994*, paras. 27,54.
 - 45) Umaña, *op. cit. supra* n. 4, P. 324.
 - 46) 1999 年の「第二次評価」では、行動計画の作成について NGO・住民の協議を経て作成されたかどうかを確認することになっている。 *1999 Conclusions of the Board's Second Review of the Inspection Panel* (adopted on April 20, 1999 by Executive Directors), para. 15.
 - 47) Udall, *op. cit. supra* n. 4, p. 68.
 - 48) 調査報告に対するプロジェクト実施側の反応については、1987 年から調査報告がなされているが効果的な行動がほとんど行われていない。シングローリにおける社会環境問題は 1980 年代には国際的な注目を浴びており、80 年代の終わりには世銀の予算で少なくとも 10 つの異なる調査が行われた。しかしその間も、シングローリ地域の住民の生活状況は効果的に改善されないうままでいた。 *Indian and International NGOs, op. cit. supra* n. 12 p. 3.
 - 49) *Ibid.*, p. 5.
 - 50) リハンド(Rihand)およびヴィンジャハル(Vindhyachal)両プロジェクト実施地域において、144 家族だけが立ち退かされるとしている。これに対して、イギリスの GHK/MRM 社の調査はシングローリ地域では 3,765 家族が近い将来立ち退かされるであろうとしている。 *Ibid.*, p. 6.
 - 51) *Ibid.*, pp. 25-26.
 - 52) *Ibid.*, p. 3.
 - 53) シングローリ地域の環境問題については、Bosshard, *op. cit. supra* n. 11, pp. 25-26; *Indian and International NGOs, op. cit. supra* n. 12, pp. 28-30. 鷲見一夫 『アジアの開発問題と日本の ODA インドのシングローリ・プロジェクトを例として』 神奈川大学評論 (1992 年) 55-57 頁。
 - 54) (1) 国内 NGO だけでなく様々な団体の代表とともに住民を代表する組織がシングローリの状況を

改善するためにモニタリングし勧告するべきであること。(2)シングローリにおける開発活動についてだけでなく生活再建、環境に関する調査およびその問題に関して勧告することについて権限のある独立審査機関が組織されるべきであること。それまでは融資国や現地政府によって調査が行われ、住民の立場を尊重するものではなかったのである。(3)立ち退き住民の村落に対するサービスおよび施設の供給が不足しており、NTPC の能力および資源の範囲内で早急に提供されるべきであること。(4)移転に関すること。シングローリの住民に対する早急の調整行動が明確にされ実施されるべきであり、雇用機会を与え土地の補償を行うべきである。政策についても NTPC が実施するものや GHK/MRM 等が作成した草案について審査がされるべきである。(5)収用した土地に関しては、土地所有権を明らかにし、それに相当する土地を再配分されるべきであること。(6)その地域における計画実施においては社会環境および文化人類学等の視点にたった十分な考慮が必要である。(7)NTPC による再植林活動については参加、地域発展アプローチに応じるものでなければならない。(8)雇用については、雇用促進および住民が優先され訓練がなされるメカニズムの構築についての早急の調査が必要である。また雇用は永続的でなければならない。(9)透明性のあるプロセス、情報へのアクセスというものが構築されなければならない。将来、住民代表団体との協議についての政策が作成されるべきである。(10)今後の開発では過去のを審査するだけでなく住民に対するあらゆる生活再建、環境保護を実行すべきである。政府および世銀は説明責任を負うべきである。融資国はシングローリの活動についてはローン援助ではなくグラントにすべきである、等のが勧告された。Indian and International NGOs, *op. cit. supra* n. 12, pp. 31-33.

- 55) この報告は、(1)借入国の環境および R&R 能力の強化、(2)非自発的移転および環境影響評価に関連した被害住民の参加および彼らとの協議、(3)非自発的移転、(4)環境影響評価、(5)世銀による監督、(6)先住民族に関する世銀政策を取り扱っている。*Inspection Panel Report on Desk Investigation, op. cit. supra* n. 20, para. 28.
- 56) *Ibid.*, para. 134.
- 57) *Ibid.*, para. 21.
- 58) *Ibid.*, paras. 96-102.
- 59) *Ibid.*, paras. 103-104.
- 60) Indian and International NGOs, *op. cit. supra* n. 12, pp. 5-8.
- 61) 川村・前掲論文(注 4) 6 頁。
- 62) 鷲見・前掲論文(注 53) 50 頁。
- 63) Human Right Watch, "World Bank Should Monitor Abuses In India," April 21, 1998.
- 64) *Inspection Panel Report and Recommendation, op. cit. supra* n. 12, para. 74.

主指導教員(鷲見一夫教授)、副指導教員(中村哲也教授・山崎公士教授)